

平成 30 年 2 月 15 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
安全研究・防災支援部門 企画調整室

## センター長の決裁権限の範囲とそれを超える決裁の状況について

安全研究・防災支援部門における決裁の状況について、利益相反などの中立性、透明性の確保に不都合な事象が生じていないかの観点で、大きく分けて①受託研究契約の締結、②予算の執行、③研究成果の公開、④人事の 4 つの分野において確認した。

まず、①の受託研究契約の締結及び③の研究成果の公開については、被規制部門から独立した立場にあるセンター長の決裁の範囲であることから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

次に、④の人事の観点からは、

- ・センター内の人事権は、センター長が持つ。
- ・センター長人事等については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。
- ・新入職員採用枠の配分については、理事会議審議マターであり、理事長の決裁を要する。

ことから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

最後に、②の予算執行の観点からは、

- ・ 2 億円までの物品取得請求等はセンター長の決裁の範囲内である。
- ・ 2 億円を超えて 5 億円までの物品取得請求等は部門長の決裁を要する。
- ・ 5 億円を超える物品取得請求等は理事長の決裁を要する。

この決裁権限は機構大で統一的な基準として定められた規程によるもの。

実施状況として、平成 29 年度における、2 億円を超える 4 件の契約請求は、センターの請求どおり契約されていたことから、部門の中立性・透明性を確保するような決裁が保たれていると考えられる。

なお、ご指摘いただいた、当部門の部門長が規制対象施設を有する他部門の部門長を兼ねる状況における、脆弱な説明性については、当面は、当部門に、被規制側部門の部門長を兼ねない部門長を据えることは難しい状況にあるため、当面の措置として以下の措置を講じたところ。

- 当部門の2億円以上の契約請求の決裁について、部門長が以下を表明。
  - (1) 研究開発組織として「科学的かつ合理的」「効果的かつ効率的」な判断に基づき、決裁を行う。
    - 被規制部門である他部門の長を兼ねているとはいえ、当部門の長としての判断を行い、被規制部門側に偏った判断は決してしない。
- 補完的措置
  - (2) 組織として契約請求を行っているため、請求担当者が中立性・透明性に疑義を抱いた場合、組織内で議論の上、組織として部門長に指摘して議論する。
  - (3) 通報者保護を前提として機構内外に設置されている通報窓口の活用。

以 上